

知的財産権の保護に関する考え方

当社は、当社所属 VTuber（当社所属 VTuber を構成するビジュアル、2 Dモデル及び 3 Dモデル。）、動画及び楽曲に関する著作権、並びに、当社ロゴやサービス名等を対象とした商標権を有しております。

当社にとって上記知的財産権は極めて重要な経営資源であるため、当社は、上記知的財産権の適切な取得及び利用許諾、並びに、その保護を積極的に推進しております。

① 知的財産権の適切な取得及び利用許諾について

当社では、各種知的財産の制作を外部クリエイター様に委託することがあり、その場合には、成果物に係る著作権を適切に譲渡していただく必要があります。

また、第三者が当社の知的財産の利用を希望した場合には、利用許諾範囲の過度の広範化を防ぎ、利用許諾条件が不明確とならないよう留意しなくてはならないと考えております。

そのため、当社では、「知的財産の取得または譲渡に関する規程」を定め、知的財産権の取得及び当社グループの知的財産権の利用許諾（譲渡を含みます。）にあたっては、事前に当社経営管理部の承認フローを経たうえで、契約書の取り交わしを行うよう徹底しております。

当社では、全契約書について、当社経営管理部の法務担当社が作成又はレビューを行う運用としており、知的財産権の取得に際しては、著作権法その他の法令の規定に配慮しつつ、その取得範囲が必要十分でかつ一義的に明確となるよう、また、当社の知的財産の利用許諾に際しては、個々の事案に応じた適切な利用許諾条件が設定されるよう、それぞれ細心の注意が払われております。

さらに、当社のサービス名、ロゴ等の商標権のように、その取得に登録が必要なものについては、外部弁理士事務所と連携しつつ、時宜に応じて出願が可能な体制を整えております。

② 知的財産権の保護について

(1) 「知的財産取扱規程」の策定

上述いたしましたとおり、当社グループは、当社所属 VTuber などのビジュアル、動画及び楽曲等に関する著作権、並びに、当社ロゴやサービス名等を対象とした商標権等の知的財産権を多数有しております。

そこで、当社では、これらの権利を適切に保護するため、当社の知的財産の管理、処分、保全方法等を定めた「知的財産取扱規程」を策定し、同規程に則った取扱いを実施しております。

(2) 第三者による当社の知的財産権の侵害行為に対する厳正な対応

当社は、第三者による当社の知的財産権に対する侵害行為を適時に発見し、当該侵害行為に対して有効な対応を機動的に実施できる体制を整えております。

具体的には、上記「知的財産取扱規程」の下位規程として「知的財産権侵害対策規程」を策定しております。同規程では、知的財産権侵害に関する主管部署を経営管理部として定め、経営管理部は当社の役職員又は社外の第三者から当社の知的財産権が侵害されているという情報の提供を受けた場合には、当該侵害行為の事実関係の調査を行い、必要に応じて外部弁理士、弁護士等の専門家との連携のもと、侵害行為の差止請求、損害賠償請求等の法的対応を含めた毅然とした対応をとることとしております。

(3) 「二次創作ガイドライン」の策定

当社では、ファンの皆様との双方向的な創作活動が、新しい文化を創造し業界の興隆に寄与するとともに、当社の著作物の IP としての価値の向上というシナジーを生み出すということを自覚し、当社が定めた「二次創作ガイドライン」のもと、一定の範囲で二次創作活動を許容しております。

もっとも、当社が許容する二次創作活動は、当社の著作物を原作品として、ファンの皆様が同著作物に新たな創作性を加え、新たな表現物を生み出す活動として限定しており、当社の著作物を単純に流用するだけの活動は許容しておりません。

また、同時に、当社の著作物のイメージを損なう表現、第三者の名誉・品位等を傷つける表現、反社会的な表現、宗教的・政治的メッセージを含む表現を含む二次創作活動についても禁止しております。その結果、ファンによる二次創作活動は、実態としても当社の IP としての価値の向上に資する範囲内で行われているものと認識しております。

以上